

(第19号議案)

中野区の債権の管理に関する条例（平成17年中野区条例第41号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （債権の放棄）</p> <p>第5条 区長は、区の債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る区の債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（当該区の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金の合計額が1,000,000円以下のものに限る。）を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該区の債権（<u>消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。以下この号において同じ。</u>）について消滅時効が完成し、かつ、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき。</u></p> <p>(4) <u>法人である債務者が破産法第216条又は第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。</u></p> <p>第6条（略） 附則（略）</p> <p><u>附則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条（略） （債権の放棄）</p> <p>第5条 区長は、区の債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る区の債権を除く。<u>第2号を除き、以下同じ。</u>）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（当該区の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金の合計額が1,000,000円以下のものに限る。）を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該区の債権について消滅時効が完成し、かつ、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第6条（略） 附則（略）</p>